

文化財保護審議会

北広島市文化財保護条例

・（文化財保護審議会）

第4条 教育委員会に附属機関として北広島市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定、保存及び活用に関する事項を調査、審議する。

3 審議会は、委員7名以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

今後の方向性

・本委員会は、文化財の指定や保存及び活用に関して、調査・審議していただく機関として設置をしています。これまでの間、2つの国指定文化財の保存活用計画等を策定し、特別天然記念物野幌原始林につきましては、検討委員会を今年度末に解散する予定としており、本委員会の調査・審議事項に計画の管理等の内容を追加します。

○特別天然記念物野幌原始林

モニタリング調査の実施・・・森林環境の変化を見ていくモニタリング調査の実施（価値が失われる危険性の監視）

○史跡旧島松駅逦所 ※工事が終了するまでは、懇話会で工事内容の意見交換を行っています。

工事内容の確認・・・実施設計に伴う工事状況の確認・方向性等

◆野幌原始林及び旧島松駅逦所に係る専門家を、それぞれ1名ずつ増員することを考えています。

増員の時期は次回の改選時（令和7年4月）